

平成23年9月29日

【照会先】

労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室

室 長：亀澤 典子

副主任中央労働衛生専門官：安達 栄

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5501、5500)

(直通電話) 03(3502)6755

(F A X) 03(3502)1598

報道関係者 各位

受動喫煙防止対策助成金制度の創設について ～飲食店、旅館等の中小企業事業主を対象に10月1日から開始～

職場での受動喫煙防止対策については、昨年12月の労働政策審議会で建議されていましたが、この中で、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、旅館等については喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取り組みを促進することが求められております。

このため、受動喫煙防止対策助成金制度を創設し、以下のとおり10月1日から開始します。

① 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
- 旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

※ 料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

② 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

※ 工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

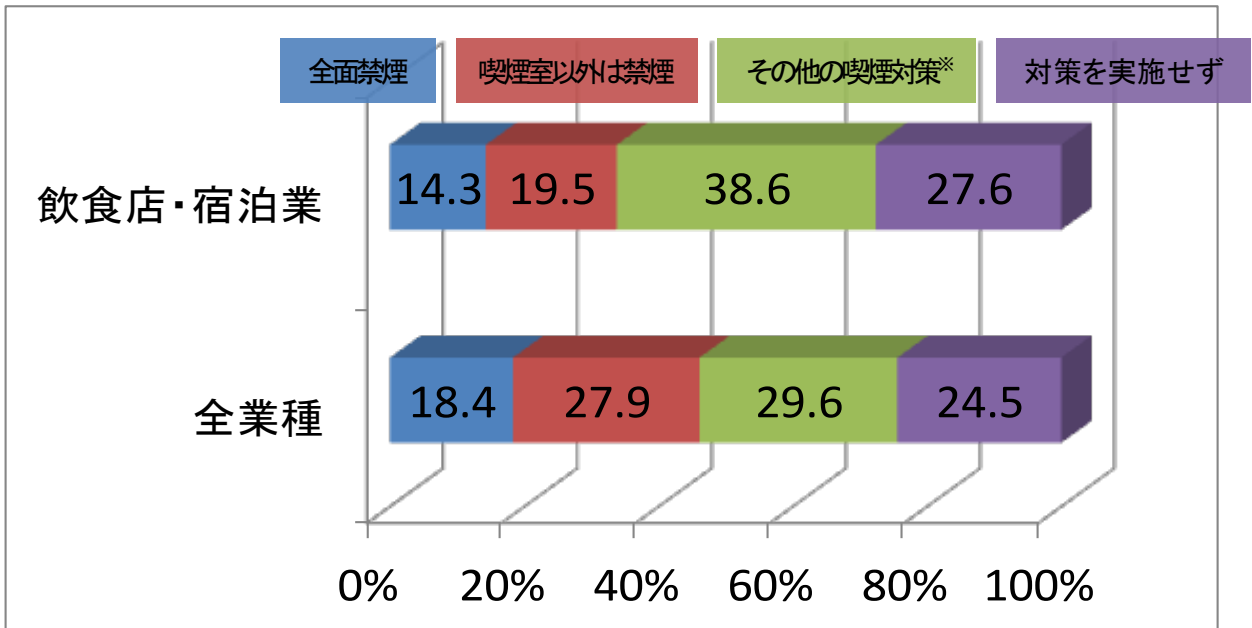
③ 助成率、助成額

費用の1/4 (上限200万円)

④ 申請書等提出先

都道府県労働局労働基準部健康安全課 (又は健康課)

【参考1】喫煙対策の実施状況



※ 禁煙タイムを設定している、会議、研修等の場所を禁煙にしている等
(資料出所) 平成 19 年労働者健康状況調査 (厚生労働省調べ)

【参考2】受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

これらの事業も10月から開始します。利用する事業場の業種に制限はありません。

① 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます(相談料は無料)。必要に応じ、実地指導も行います。

☆ 相談ダイヤル：03-3213-1012
(平成23年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

② 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

☆ 申込受付ダイヤル：03-5625-4296
FAX：03-5600-4907
(平成23年度事業受託者：柴田科学株式会社)

今後の職場における安全衛生対策について（報告）（抄）

3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、全面禁煙（注1）や空間分煙（注2）とすることを事業者の義務とすることが適当である。

注1：建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。

注2：一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

- (2) 飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である。しかしながら、顧客の喫煙に制約を加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とする。具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成しなければならないこととすることが適当である。

- (3) (1) 及び (2) の措置の履行を確保するために、当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする。今後の履行確保のあり方については、これらの措置の実施状況を踏まえつつ、検討していくこととする。

- (4) (2) における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度： $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、 n 席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量： $70.3 \times n \text{ m}^3/\text{時間}$ とすることが適当である。

- (5) 国は、義務化に対応する事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきである。

なお、更なる支援の必要性について、受動喫煙防止対策に取り組む事業者の意見を聞きつつ、今後、検討すべきである。

- (6) 以上の措置を確実に実施していくとともに、受動喫煙防止対策に対する国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう、取組を進めていくこととする。

受動喫煙防止対策助成金制度のご案内

～ 受動喫煙防止対策に取り組む飲食店、旅館業等の
中小企業の事業主のみなさんへ ～



厚生労働省
都道府県労働局

1 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

この助成金は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2 支給対象となる事業主

この助成金は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主が支給の対象となります。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店（以下「旅館等」という。）を営む次の中小企業事業主であること。
 - ア 旅館（宿泊業）については、①その常時雇用する労働者が100人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
 - イ 料理店又は飲食店については、①その常時雇用する労働者の数が50人以下又は②その資本金の規模が5,000万円以下（①、②のいずれかに該当していること。）
- 3 4に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届けた中小企業事業主であること。
- 4 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、3の計画に基づき、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主であること。
- 5 4に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

3 受動喫煙防止対策助成金関係工事計画について

受動喫煙防止対策助成金を受けようとする中小企業事業主は、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

工事の着工前に計画の認定を受ける必要があります。

1 計画に必要な書類

計画には、次のアからクまでの書類が必要です。

- ア 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- イ 中小企業事業主であることを確認するための書類
(継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等)
- ウ 喫煙室等を設置しようとする場所の工事前の写真
(申請日から3か月以内に撮影したもの)
- エ 設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他喫煙室等の詳細を確認できる資料
- オ 後記2の要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- カ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は後記2の(2)の場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類(任意様式)
- キ 喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し
- ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類

2 喫煙室等の要件

- (1) 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。

- (2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を0.15(mg/m³)以下とすること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n(m³/時間)となるよう設計されていること。

4. 支給額について

1 この助成金の支給は事業場単位とし、1事業場当たり1回とします。

2 この助成金の支給額は、下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200万円	喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、 備品費及び機械装置費等	4分の1

ただし、算出された合計額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

3 上表の助成対象経費として認められる対象は、次のとおりです。

(1) 喫煙室を設置する場合

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(1)に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）

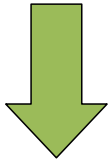
(2) (1)以外の受動喫煙を防止するための措置

前ページの「2 喫煙室等の要件」の(2)に定める要件を満たす措置を行うための換気装置等の設置に必要なもの（(1)に準じた経費）

5. 支給手続

1 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」の認定申請

- 「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書」の提出



所轄の都道府県労働局労働基準部健康安全課（健康課）に
2部提出してください。

- 申請書類の審査



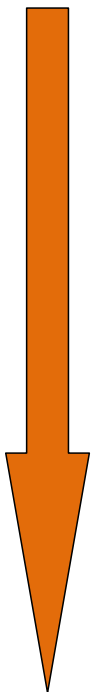
計画に審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。
資料が整わないときは認定されない場合があります。

- 認定されれば「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」により通知されます。

認定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合、
あらかじめ計画変更申請書を同様に都道府県労働局に提出す
る必要があります。

2 受動喫煙防止対策助成金の支給申請

- 「受動喫煙防止対策助成金支給申請書」の提出



申請書に次の書類を添えて所轄都道府県労働局に2部提出してください。

ア 「受動喫煙防止対策助成金関係工事施工計画認定通知書」の写し

イ 計画を変更した場合は「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定通知書」
の写し

ウ 喫煙室の設置等工事に係る請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し
（明瞭であり、見積書に対する請求書又は領収書の金額及びその内訳が妥当なものと
認められること）

エ 設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙防止
対策に係る設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）

オ 計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する
書類（任意様式）

カ 「喫煙室等の要件」を確認できる書類

- 申請書類の審査



審査段階で根拠となる資料を求めることがあります。
資料が整わないときは支給決定されない場合があります。

○適当と認められれば、「受動喫煙防止対策助成金支給決定通知書」により、支給決定が行われ、申請書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

認定を受ける前に実施した工事については、原則として助成金を支給しないので、ご注意ください。

偽りその他の不正の行為により本助成金の支給を受けたと認められる場合には、支給した助成金の返還を求める場合があります。

(参考)受動喫煙防止対策を進めるに当たり、次の支援事業も実施します。
どうぞご活用ください。

1 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務(厚生労働省委託事業)

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準又は換気量の基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

☆相談ダイヤル：03-3213-1012

(平成23年度事業受託先:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

○平成23年10月3日開始

○相談は無料です。

2 職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)(厚生労働省委託事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。(往復の送料は申請者の負担となります。)

☆申込受付ダイヤル：03-5625-4296

FAX : 03-5600-4907

(平成23年度事業委託先:柴田科学株式会社)

○平成23年10月3日開始